

蓮田都市計画地区計画の変更（白岡市決定）

都市計画テクノパーク白岡地区地区計画を次のように変更する。

決 定 告 示 年 月 日
平成 3 0 年 4 月 1 日

名称		テクノパーク白岡地区地区計画					
位置		白岡市下大崎字屋敷前、荒井新田字上荒井ヶ崎の各一部					
面積		約 3. 5 h a					
地区計画の目標		<p>本地区は、市の北西部に位置し、市内の住工混在の解消ならびに、公害防止の都市政策により、環境事業団による基盤整備がなされた地区である。</p> <p>このため、地区施設の適切な設置、建築物等の用途の規制、誘導を積極的に推進し、周辺の環境や景観に配慮したゆとりある良好な市街地環境を形成し保持することを目標とする。</p>					
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用に関する方針	<p>市街地環境が損なわれないよう、用途の混在を排除し、秩序ある土地利用を誘導し、適正かつ合理的に土地を利用した良好な地区環境を形成保持する。</p> <p>さらに、積極的な緑化を図り、周辺の景観と調和のとれた緑の工業団地の形成を図る。</p>					
	地区施設の整備の方針	<p>道路については、幅員 9 m、7 m の区画道路及び幅員 5 m の緑道の維持保全を図る。</p> <p>公園、緑地については、周辺住宅地への緩衝帯及び工業団地内での良好な環境を形成するため団地周辺部に緑地帯を配慮し、これらの維持保全を図る。</p>					
	建築物等の整備の方針	<p>良好な工業生産環境を創出し保持するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築物等の高さの制限、壁面の位置の制限を行う。</p>					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路	幅員 9 m	2 本	延長約 3 8 2 m	
			区画道路	幅員 7 m	1 本	延長約 8 8 m	
			緑 道	幅員 5 m	3 本	延長約 3 7 6 m	
	公園、緑地、広場	公 園	1 箇所	約 0. 2 5 h a			
		緑 地	5 箇所	約 0. 1 2 h a			
		その他の公共空地		(ただし、出入り口の部分は除く。)			
	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）別表第 2（わ）項に掲げる建築物				
		建築物の容積率の最高限度	2 0 / 1 0				
		建築物の建蔽率の最高限度	5 / 1 0				
		建築物の敷地面積の最低限度	5 0 0 m ²				
建築物等の高さの最高限度		1 5 m					
	壁面の位置の制限	建築物の外壁、若しくは、これに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1. 0 m 以上でなければならない。					

備考	
----	--

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」